

# 松本市外の学校へ進学される皆様へ

住民票を移して進学する場合、親元の国民健康保険を継続することができます。この場合、学生用の保険資格に切り替える手続きが必要ですので次の必要書類をお持ちください。

## 必要な書類

例 学生証、在学証明書

授業料を納めたことがわかる領収書

(入学金の領収書では確認ができない場合があるため)

## 学生用保険資格の注意点

- 1 他市町村へ転入するとき  
松本市の国民健康保険資格を継続して利用する場合は、転入先の市町村の国保に加入しないようにしてください。
- 2 学校を卒業、退学したとき  
学生の間だけ松本市の国民健康保険に加入できます。卒業や退学した場合は、松本市に喪失の手続きをお願いします。
- 3 就職やアルバイト等で会社の保険資格を取得したとき  
保険を二重に入ることはいけません。必ず松本市国民健康保険の喪失手続きをお願いします。

## お手続き等のお問い合わせ先

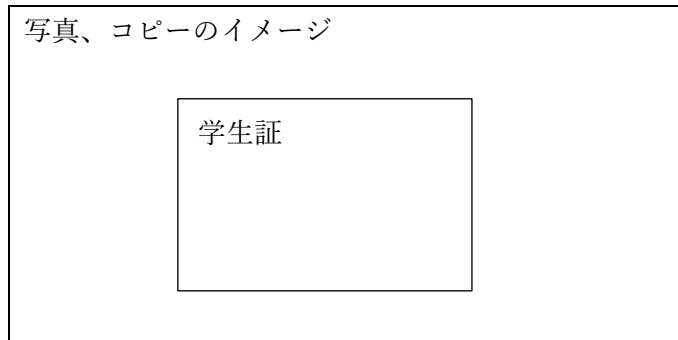
松本市役所 保険課 保険給付担当 までご連絡ください。

電話 0263-34-3203 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

※ 学生用の保険資格の手続きに、学生証が間に合わなかった場合

学生証が届いてから、以下の方法で、必ず報告してください。

撮影、コピーしたものをご提出ください。



1 メールでお送りいただく場合

宛先：kokuho@city.matsumoto.lg.jp

件名：国保手続き 学生証の提出について

内容：学生証ができたので送ります。

氏名：生年月日；現在の住所：電話番号

2 郵送いただく場合

返信用の封筒か、以下の宛先へお送りください。

コピーしたものの余白に氏名、生年月日、現住所、電話番号をご記入ください。

郵便番号 390-8620

住所 松本市丸の内3番7号

宛先 松本市役所 保険課 保険給付担当

●インターネット（Logo フォーム）で送信いただくことも可能です

以下のQRコードを読み取るとブラウザに接続しますので、そちらからお送りください。

QRコード

